

公取中部だより 消費生活ダイジェスト

＜令和3年10月～12月の活動状況＞

問い合わせ先：公正取引委員会中部事務所総務課 [Tel:052-961-9421](tel:052-961-9421)（直）

景品表示法を中心に、公正取引委員会中部事務所の取組を御紹介します。

※中部事務所は消費者庁と協力して相談受付、事件調査、広報活動を行っています。

1. 消費者団体との懇談会（消費者セミナー）

消費者からの相談についての最近の傾向や、消費生活相談員としての景品表示法に係る公正取引委員会への要望等について意見交換を行うことを目的として、10月に、公益社団法人全国消費生活相談員協会中部支部と懇談会（消費者セミナー）を行いました。また、12月には、消費者が普段の生活において抱えている疑問・問題等について把握することを目的に、しずおか市消費者協会と懇談会（消費者セミナー）を行いました。

これらの懇談会では、オンライン通販には不当表示が多いなどの御意見をいただきました。また、消費者セミナーを開催し、違反事例を中心に説明してほしいとの御要望もいただきました。今後の業務に活かしていきたいと考えています。

2. 名古屋市消費生活フェアへの出展

令和3年11月13日に行われた「名古屋市消費生活フェア なごやエシカルフェア☆2021」に出展しました。令和2年度に続き、令和3年度も新型コロナウイルス感染症拡大を防止するためパネル展示による出展となりました。令和3年度は、「学んでみよう、表示のこと ～その広告、本当ですか？～」というテーマで、二重価格表示及び原産国表示について、商品を購入する際に気を付けて見てほしい点などをまとめたパネルを展示したほか景品表示法のパンフレット等を配布しました。

主催者である名古屋市によると、当日の来場者数は昨年度の約 1.7 倍とのことでしたが、限られたスペースでの展示は来場していただいた方への訴求内容に限りが出てしまうため、展示内容について工夫が必要だと感じました。

3. その他

現在，新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため，御相談は原則電話で対応しております。景品表示法に関しては，以下の番号に電話していただくようお願いいたします。

内容	担当課	電話
(1)景品表示法についての相談 (2)景品表示法に違反すると思われる事実についての 情報提供・調査依頼	取引課	052-961-9423

中部事務所の活動概況

緊急事態宣言が 9 月末日に解除されました。感染拡大防止の取組を徹底しつつ、対面での業務に当たっています。

例えば、10 月に水産物卸売業者を組合員とする団体に対し、12 月には食料品製造業者に対し、独占禁止法違反につながるおそれがある行為を行っていたとして「注意」を行いました。また、11 月には、今年度になって初めての「高校生向け独占禁止法教室」を開催し、その翌月は、高校生の来訪による「庁舎訪問学習」を実施しました。

最低賃金改定や原材料費上昇のもとで下請事業者へのしわ寄せが懸念されるなか、オンラインによる取組も進んでいます。

例えば、「下請法基礎講習会」の参加者数（今年度これまで 3 回で約 840 人）は、対面方式（令和元年度の 7 回分）と比べ約 3 倍となりました。毎年 11 月の「下請取引適正化推進月間」には、学習ツールである「下請法道場」からクイズを出題するなど「下請取引適正化推進講習会」を開催しました。また、管内の弁護士会との連携強化の一環として、「下請法説明会・事例勉強会」（2 回）に加えて、中部事務所として初めて「独占禁止法事例説明会」（3 回）を実施しました。さらに、事務所のトップページには、下請法相談「フリーダイヤル」（0120-

060-110) や「下請法 知っておきたい豆情報」を掲載しています。

広聴活動にも様々な形で取り組みました。12 月には、「名古屋地区の有識者と公正取引委員会委員との懇談会」をオンライン方式により開催しました。また、「経済団体と中部事務所との懇談会」を 4 回、「消費者団体との懇談会（消費者セミナー）」を 2 回実施しました。今後、このような場でいただいた御意見等を業務に反映して参ります。